

働く仲間のみなさん!

働き続けたい!
なぜ辞めなければ
ならないの!?

STOP 雇止め・雇用不安!
連合労働相談ホットライン
フリーダイヤル

0120-
いこうよ れんごうに
154-052

相談事例 1



有期労働契約から無期労働契約の申込みができる2018年4月1日を前に、「2017年度で労働契約終了」と事前通告を受けました。これは、**無期転換の申込みをさせないための雇止め**ではないでしょうか?

みなさんからこのような相談を受けました!



相談事例 2



パートとして働いています。有給休暇取得を申し出たところ、上司から「有給休暇は取れない。無給で休むなら認める」と言われました。**パートには有給休暇はないのでしょうか?**

相談事例 3



上司からセクハラを受けています。セクハラ行為がエスカレートしてきたため、我慢できず拒否したら、退職勧奨を受けるようになりました。自分の生活もあるので仕事は辞めるわけにはいかないのですが、このまま**退職に追い込まれそうです。**

相談事例 4



派遣先の正社員からパワハラを受けています。派遣先の担当者や派遣元の担当者に相談しても改善されません。**このパワハラが原因で、何人も派遣の人が辞めています。**

相談事例 5



パートとして働いていましたが、会社から「仕事がなくなったので辞めてくれ」と言われ即日解雇になりました。**解雇理由書を求めましたが応じてくれず、また解雇予告手当もありません。**

「突然、次の契約は更新しないとされた…」 「労働契約の内容と実際の労働条件が違う…」等、雇用不安を感じたり、賃金・労働時間・休暇などの労働条件がおかしいと思ったときには、**ひとりで悩まず連合にご相談ください!!**

なんでも労働相談ホットライン

フリーダイヤル いこうよ れんごうに
0120-154-052

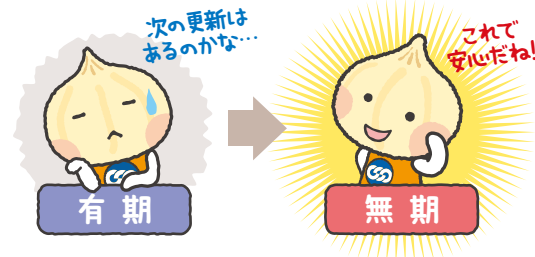
秘密厳守・相談無料
携帯電話・スマートフォンからでも

OK!

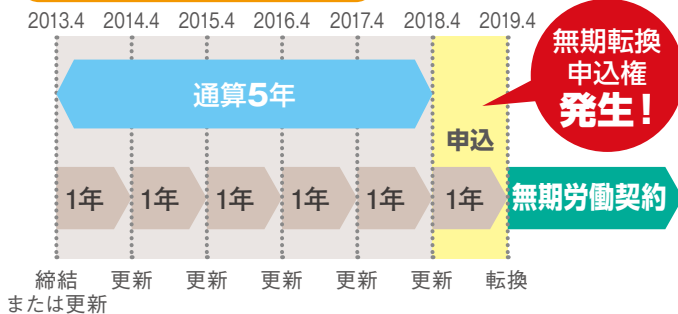
知っていますか? 2018年4月1日より有期労働契約から「無期労働契約」への転換を申し込むことができます!

■ これまでは、有期労働契約で何年働いても、「無期労働契約(期間の定めのない労働契約)に転換できる権利」はありませんでしたが、有期労働契約が反復更新されて5年を超えたときに、労働者が申込みをすることによって、無期労働契約に転換できるようになりました。
【改正労働契約法第18条】

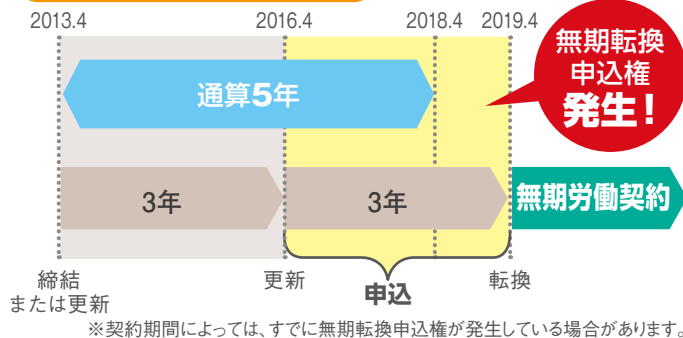
■ 無期労働契約への転換を申し込む権利(「無期転換申込権」)は、2013年4月1日以後の有期労働契約が対象となり、同一使用者と有期労働契約通算期間が5年を超えていること、契約更新回数1回以上が条件となります。



契約期間が1年の場合の例



契約期間が3年の場合の例



注 会社は、無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を破棄させることはできません!
無期転換は有期労働契約者の権利です!



ただいま全国で2018春季生活闘争中!

連合は、



すべての労働者の立場にたって働き方を見直そう!
「底上げ・底支え」「格差是正」でクラシノソコアゲ!

のスローガンを掲げて取り組んでいます。

仕事での不安や悩み、1人で抱え込まずに「行こうよ、連合に」まずはご相談を

秘密厳守
相談無料

2018年2月8日(木)~10日(土) 10:00~19:00

働き続けたい!なぜ辞めなければならないの!?
STOP 雇止め・雇用不安!

連合大阪労働相談ホットライン

いこうよ れんごうに
0120-154-052

上記期間以外も常設しています。携帯電話・スマートフォンからでもOK!
おかけになった地域の連合につながり、専門の相談員が対応します。もちろん秘密厳守です。

〈上記以外の開設時間〉 月曜~金曜(祝日除く) 10:00~17:30
弁護士相談(水曜のみ) 18:00~20:00(要予約)

暮らしの相談(ローン、子育て、介護サービス、社会保険年金、多重債務、税金、相続)などは...

ライフサポートセンター ☎0800-200-0154 (平日10:00~16:00土・日・祝日を除く)

当日17:00~19:00は
弁護士による労働相談も
行います。

